

スマート農業導入加速化推進事業（スマート農業導入実証活動）補助対象経費一覧

当事業の補助対象経費は、以下の事業を実施するために直接必要な経費とする。

なお、補助対象経費は交付決定から翌年3月31日までの事業期間内に支出される経費とする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> 現地実証に必要な調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備を1社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 調査備品及び機械を製造・販売する民間企業が、当協議会の構成員である場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。 耐用年数が経過するまで、事業実施主体による管理体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> 会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。 電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> 現地実証に必要な機器、機械、ほ場等の借り上げ経費 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット、パソコンなど汎用性の高いものは除く。
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 資料等の印刷費の経費 	
	原材料費	<ul style="list-style-type: none"> 現地実証に必要な原材料の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料は物品受払簿で管理すること。
	資機材費	<ul style="list-style-type: none"> 現地実証に係る掛かり増し資機材費 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の営農活動に係るものを除く。

費目	細目	内容	注意点
事業費 (つづき)	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ 現地実証に用いる少額な器具等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
	燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地実証に使用するガソリン等の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の営農活動に係るものを除く。
	光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地実証に必要な電気，ガス，水道料金の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の営農活動に係るものを除く。また，基本料は除く。
旅費	委員旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の出席，技術指導等を行うための旅費として，依頼した専門家に支払う経費 	
	調査等旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施主体等が行う資料収集，各種調査，会議，打合せ，技術指導，研修会，成果発表等の実施に必要な経費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料整理，補助，専門的知識の提供，マニュアルの作成，原稿の執筆，資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の交付目的たる事業の一部（例えば，現地実証における機器の操作等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては，第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は，利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	